

# 文献資料紹介

〈第43回〉

## 屋久島に関する記録（種子島家譜）

山本秀雄

このたび三浦安徳氏（種子島住）から「屋久島に関する記録」を送

つて頂いた。流石に地方文書の豊かな島の資料を基調にされただけに貴重なものである。早速、お許しを乞い本号に掲載させて頂くことにした。先ずは三浦氏に感謝しお札を申し上げる次第である。

実は本誌第十九号（平成三年二月刊）に、私も同じく「種子島家譜」鮫島本を引いて「屋久島関係記事」を紹介したことがある。底本は「家譜」の一点だけ、対する三浦氏は「御家譜」、「同譜略」、「同旧記」など、また郷土誌をも広く傍証にした質の高いものである。

かねて屋久島の文献資料を調べていて思うことは、島内に歴史関係資料が乏しく、ために、どうしても外部に頼る外はない。古来、屋久島が種子島家の所領であったために種子島側資料は欠くことは出来ない。……その点、三浦氏資料はすべて「屋久島関係

記録」、立派な教材の役割を果たしてくれようか。

一読して見るに、天文十三年（一五四四）の禍寢戦争、慶長四年（一五九九）の屋久島借地問題。島津は種子島家から屋久島を借り慶長十七年（一六一二）に代官を派遣して直轄地にする。以後、種子島家に返されることはなかった。その證文は種子島家の内訣によつて慶長十一年（一六〇六）に焼失。それ以前、天正十四年（一五六八）秀吉は方広寺の造営に屋久杉や桧の献上を島津に命ずるが、時に島津からの要請書か（置目）などなかつたものか、あつたとして、これも證文焼失のとき、種子島弾右衛門時定と運命を共にしたのではと、文中ひそかに思つたりする。その他、両島の姓氏の重なりなども何を意味するのか、想像して興味を引くことが多い。ともあれ本文をご覧ねがいたい。

以上

### 種子島と屋久島の関りについて

#### 「種子島家譜より」

- 種子島の元祖を信基という。父を行盛という。行盛の父を基盛といふ。基盛の父を清盛といふ。
- 行盛、都を出づるの日、信基尚幼なり、母これを懷にし難を辺境に逃れ潛かに鎌倉に往き北條遠江守平時政に倚頼す。時政これを遇すること厚し、因つて養子と為す。肥後守時信と号す。

- 建仁年間（一二〇一～一二〇四）時政の執奏を以て、種子島・屋久島・永良部島・硫黄島・竹島・黒島など凡そ十二島を賜う。
- この時、種子島に三郡吏あり、上ノ郡を高野入道・中ノ郡を野間入道・下ノ郡を熊毛入道と称す。
- 貞治五年（一三六六）七代頼時、太守氏久公の代、菊池肥後守武光と戦い、肥後の州の日ノ岡に死す。（アカリニ是時ニ為ルカ島津家、下ト欲不レ審）
- 応永十五年（一四〇八）十月八日、八代清時、太守元久公、清時の忠節を賞して再び屋久島・永良部及び誓書を賜う。（旧領なり、

何れの代に公領となれるか不祥)  
事記于左。

薩摩国内屋久・永良部両島事、依為忠節、為料所相計也、任先制  
例可被領状如件。

応永十五年十月八日

肥後左近将監入道殿 玄仲(元々花押)

○応永十九年壬辰(一四一二) 太守豊久公硫黃・竹島・黒島を加へ  
賜う。

○応永三十一年甲辰(一四二四) 忠国公、自ら將として軍を日州海

江田城に出し賜う。因幡守時真、兄清時に代り軍兵を率いて八月  
鹿児島に到る。時に奉行大寺作州、柏原豊州、後れて到るを讃め  
て曰く「是の役や法、殊に嚴なり、其の法に曰く『大小強弱を論  
ぜず後れて至る者は地を割いて罪を贖はずんば太守に見ゆべか  
らづ』と」。時真曰く「風波の為碍あがなへられて期を失するのみ、且つ、  
臣の故を以て兄の地を割くは臣に於て之をいかんともする無し、  
願はくは察せよ」と、しかし、許されず止むを得ずして永良部を  
献ず。

○太守陸奥守忠国公、時長とは御対座也、御弟左近将監幡時よりは  
疊一帖下座ト云々。

○応永三十四年(一四二七) 丁未正月四日、太守忠国公、再び永良  
部を時長に賜う。

○筑州博多の船、沖繩より帰る時竹島の籠浦に於て暴風に遇い船及  
人共に海中に没す。即ち太守に聞ゆ、時に或る人「唐船漂到し其  
の人を殺し其の財を收む」と、硫黃・竹島・黒島を削らる。

○永享八年丙辰(一四三六) 八月十日、島津薩摩守好久、盟約の書  
を幡時に賜う。證書見于左。

島津御庄薩摩方河邊郡鹿児半分廿町代地事、闕所之時、最前為料  
所可相計處也、不可有領知相違之狀如件、

永享八年八月十日

好久(花押)

種子島殿

永享八年八月十日 好久(花押)

種子島殿

○文正・応仁年間(一四五六年) 十一代時氏、この代に三島種子・  
良部始て律宗から法華宗となる。

○明應二年癸丑(一四九三) 二月、十二代忠時の命により、羽生右  
京能房、屋久島より種子島に移住し、安城村地頭となる(安城の  
歴史より)

○大永四年甲申(一五二四) 十二代忠時、屋久島に渡りて九月楠川  
吉田両城築く。

○天文十一年の頃、種子島領主なる、種子島加賀守恵時は、其の子  
左近大夫直時と、親子の間で不和を生じたので、直時は、禰寝氏  
に救を求めた。そこで禰寝氏は、兵を率いて、種子島まで往つた  
のであるが、直時との戦略の上に阻隔する所があつて、遂に戦は  
ずして、軍を返したのであつた。今度は、貴久公に援を求めて來  
たので、貴久公は、新納康久に命じて、兵を率いて、直時を援け  
しめた。康久が、屋久島に到着すると、恵時は、出奔して、自ら  
島津氏に訴へて言うに「種子島氏は、到底三島を継持することは  
出来ますまい。願はくは、島津氏に於て、之れを領有せられよ。」  
と申込んで來たのである。すると島津貴久公は「土地は、島津氏  
の欲する所ではない。種子島氏父子が不和になることは、人倫の  
許すべからざる所であるから、和解せしめんが為めである。」と

言つて、其の土地を受けず、康久を召し返して、恵時を屋久島に帰らしめた。直時は其の恩に感じ、大に謝して父恵時と和睦するに至つた（鹿児島県郷土史大系より）

○天文十二年癸卯（一五四三）三月二十二日夜、国上の浦田に禰寝軍襲來して浦岸に舍す。其の夜、野間二郎左衛門家成、密かに赤尾木に来て父伯耆（家老）に語り、伯耆驚き先づ家成を国上に帰らしめ、西村壹岐守時弘に告ぐ、時弘馳せて屋久田（恵時此に在り）に詣り、恵時に告ぐ、恵時恩惟して云う「吾れ遠慮あり、姑く讐を避けん、卿等、直時に従いて防禦の術を議し軍率を指麾せよ」と、即ち浜津脇に到りて扁舟に乗じ屋久島に渡りて其の仇を避く（従者數十人）是れに於て直時、内城を守りて防戦す。

直時、使者をして重長に告げしめて云う「直時勢微にして力竭

き死を妙久寺に候つ、請う、人をして監せしめんのみ」と、重長曰く「吾、直時に於て怨無し、何ぞ死せん、予、恵時無道にして民を苦しむと聞く、故に来つて罪を正し恵時をして惡を懲らしめんと欲す。思うに祖先の由で出づる所旧兄弟なり、何ぞ鋸楯を構へん、且つ、今、如し子と居を異にせば或いは讐者これを問てん、冀くは同居して親を厚うせん」と。「國らずも開戦して吾が銳士死亡するもの數十人、請う、屋久三郡の一を割いて之を得ん、然らば則ち郷に帰りて死する者の後を賞せん」

「直時の死を宥さば、何ぞ屋久島一島を愛しまんや、尽く之を与へん」（是れ恢復の術なし若し一郡を界へて敵一所に居らば実にして彼に利あり、三郡に分散するは虚にして我に利あり）重

長云う「一郡を求めて一島を得、是れ我が固より欲する所なり、願はくは直時の誓詞を得ん」重長欣然として誓詞を再挙し騎歩百五十人をして屋久島を戍らしむ。四月重長郷に帰る。四月恵時本島に帰る。

○天文十二年癸卯八月二十五日西ノ村浦に南蛮船漂着す。この船にポルトガル国人三名乗船し居り、我が国にはじめて鉄砲を伝う。

○天文十三年甲辰正月四日（一五四四）恵時・時堯（直時）肥後時典をして屋久島に渡り、禰寝の戌卒を擊たしむ、時典、軍兵を率いて島間より夜、纜を解く、未明に楠川に到り、直ちに宮ノ浦川の上に涉りて、先づ其の戌卒を殺す。安房・芋生・所々の戍兵これを聞いて長田城に擔り防戦の具へを為す。時典・使僧を以て之を誘はしめて曰く「衆寡敵すべからず、何ぞ城を聞き身を全うして郷に帰らざる。然らば則ち船を催して禰寝に送らん」と。

戌兵等勢微にして敵し難きを慮り、遂に諾す。

是に於て楫師に命じて大船を艤し、蜜に船底をうがち栓を以て之を塞がしめ戌卒をして之に乗らしむ。東北風に舟を発して、行くこと僅かに四・五里、風不順の為に回転して津ノ瀬（吉田と長田との間にあり、陥隘の処）に至る。塞ぐ所の栓を發して即ち水手は岸に上る。船既に没して戌卒溺死する者許多なり、水練の者、潛に上れば伏兵を設けて以て之を皆殺にする。屋久島一島帰すること故の如し。

○永禄九年（一五六六）禰寝重長、兵を竹島に渡して屋久島の一湊を侵し、又、火を永良部に放つ、遂に口永良部島を奪わる。其の後太守公、重長をして時堯と平らがしむ。（しかし其の後も争いはたえなかつた。）時に平瀬石見、永良部に在りて之を防ぐ。遂に敵の為に塹より独り丸木舟に乗りて帰る。

### 種子島時堯置文

屋久島綱子之儀、従鹿児島年々以飛脚三分一知行候由來、先祖時氏之刻、鹿児島之國料琉球下之儀候而屋久島一湊滯留候之處、依逆浪之難雜物少相殘候欵、綱子中以配分至雜物之内少被相助候、従

其恒例之為規式、年々罷下候飛脚或誇權柄、或成亂逆候之条八十  
候餘候、網子漸々廿条計相殘候之間、元龜三年<sup>壬申</sup>、網子之事、御  
所様へ申上候之事、從御屋形様無冥儀雖被下候、鹿兒島老中平田  
美濃守殿、加世田之役人三原遠江守殿、此兩人之以校量被相支候、  
然處天正二年<sup>甲戌</sup>之夏、為番替之野間民部大夫・鮫島尾張守・日高  
伊与介差上候之処、弓箭就和平ニ罷下之刻、網子之儀一途ニ可被下  
之由候之条、則民部大夫拝領申、御屋形様<sup>並</sup>至老中、各々遂祝詞候、  
其後以下村主殿助、為後代之閉目御礼申上候趣、御屋形様<sup>並</sup>御馬  
一疋、同老中伊集院右衛門大夫殿・河上意鈞斎・村田越前守殿・  
平田美濃守殿・喜入攝津守殿各々<sup>ヘ</sup>馬進之候、為其御返事、網子  
之儀永代可致格護之旨承候之条、凡書付置申候、殊更鹿兒島老中  
之書狀相添符後代之證跡者也、仍右之条如件、

天正二年<sup>甲戌</sup>十二月廿四日

可釣(花押)

○文禄四年<sup>乙未</sup>(一五九五)今年秋、三州豪族家の封地を改易すべ  
きの台命あり、十六代久時公種子島・屋久島・永良部島より転じ  
て薩州知覽院を領す。

○島津右馬頭以久、種子島に移りて屋久島・永良部を領す。

○慶長四年<sup>己亥</sup>(一五九九)六月種子島・屋久島・永良部三島を賜  
りて故に復す。是の時、太守屋久島・永良部兩島を假り因つて證  
文を賜う。時定之を收む。慶長十一年久時の意に違ひ現和村に自殺するの時焼失す。然れども久時家臣をして代官と為し毎歳銀八貫目を貢せしむ。

○慶長十一年<sup>丙午</sup>(一六〇六)十二月二日、種子島彈右衛門時定、

久時の意に違うを以て現和村に自殺す。是の時、公・屋久島・永  
良部島を假るの證及び当家の文書、時定の手に在り恨を含んで尽  
く焼す。遂に其の家を除く。

○慶長十六年卯月吉日御船造一付反錢請取事。高壹石二付九文ツツ  
濱津脇衆屋久島御借地二相成候、御後屋久島ヨリ直ニ移ル

高七石 岩川稻右エ門  
同七石 羽生次郎浜衛尉  
同七石 山崎太郎左エ門  
同七石 羽生金左エ門  
同七石 児玉六兵衛尉  
同七石 荒木次郎左エ門  
同七石 羽生茂右エ門  
同七石 山崎勝右エ門  
同七石 同六右エ門  
同七石 五兵衛尉  
同七石 芝九郎左衛門  
同七石 岩川早左エ門

○慶長十七年<sup>壬午</sup>夏、鹿兒府の土中村與左衛門來りて屋久島・永  
良部島の代官と為る。尚に慶長四年假に公領と為るの時より今年に至るまで家士をして交<sup>換</sup>代官為らしむ。次遠藤内六兵衛家成二年。次古市治右衛門、渡辺勘左衛門三年。次時元・羽生嘉右衛門良能三年合十三年。是より官に属して未だ復与らず、久時既に卒して忠時遺腹に在るの時なり。

○寛永十年九月廿九日廻國上使小出対馬守・城織部・能勢小十郎・七助時元・羽生嘉右衛門良能三年合十三年。是より官に属して未だ復与らず、久時既に卒して忠時遺腹に在るの時なり。國老川上因幡守久國、屋久島より島間に來り、翌日、赤尾木に致  
る。城氏を本源寺に、小出氏を慈遠寺に能勢氏を日高織部宗昌の  
家に館せしむ。

○貞享二年<sup>乙丑</sup>三月屋久島諸寺從往古本源寺末寺也、然近年謀兩本  
山將為直末寺、是以問於兩本山。

○貞享三年<sup>丙寅</sup>二月十日、久時告屋久島諸寺為兩本山直末寺於寺社奉行所、初聞正建寺<sup>屋久島</sup>詐告屋久島諸寺為兩本山直末寺於寺社奉行所、  
詢問其故於正建寺、不能辨焉、故乃此<sup>至今吾三ヶ寺送牛玉千屋</sup>久島、為從古來寺之證也。

(正建寺より寺社奉行所へ訴出の趣ハ屋久島の諸寺往古より両本寺直末たりの旨參上す。依て、寺社奉行所より披露に及ぶ。久時評定所に於て此由を聞日ひ、古來の伝に違ふ事を疑ひ正建寺に問て曰く、屋久島諸寺ハ吾が本源寺の末寺にして両本山の直末と/or>事を聞ず、島主何某代何年鑑より直末と成りたるや、其委細承届たしと、正建寺當住<sup>五</sup>問ひ給ふ。當住惑て其子細を辨へず。依て久時其趣を評定所へ披露に及び両本山の直末證拠なき事を明し日ふ。) 譜略写抄。

○享保十九年<sup>甲寅</sup>屋久島以吾舊領、隨意年以年以御勝手方券書賜材、以其煩故、請今以往唯告屋久島奉行求材、許之、御勝手方鎌田太郎右衛門傳命、事記左、

西村四郎左衛門上覺

種子島彈正私領屋敷元用事付、毎年米八斛を以入用之材木屋久島より直<sup>ニ</sup>申受來候、其節者入用之材木品付仕差出相調申、御勝手方御證文申受、屋久島御奉行所<sup>五</sup>差出申、御手形申受事御座候、毎年之儀御面倒<sup>ニ</sup>茂奉存。其上宝永四年亥正月向井市之丞様御取次而、右願書差出申候處、御裏書。

此表申出候通、如例可被申渡候、向後之儀者證文及申間敷候条、右役人年々申出、如例可被申渡候。

亥正月六日

屋久座

右之通、先年為被仰渡儀御座候、然処拙者共同役代り合相勤申事御座候故、代り合之時節次渡<sup>ニ</sup>大様仕、取失申御證文申受來事而可有御座と奉存候、近比自由成申上事御座候得共、亥年被

仰渡候通、向後御證文<sup>ニ</sup>及不申、屋久島御奉行所より直<sup>ニ</sup>御手形被仰付被下度願候、私共不念之段者何様<sup>ニ</sup>茂御断可申上候、是等之趣宜御申奉願候、

以上、

種子島彈正役

西村四郎左衛門

寅三月八日

此表願之通、去<sup>ル</sup>亥年被定置候通、向後不及證文申受、如例可申

渡也、

御勝手方印

鎌田太郎右衛門

寅三月八日

屋久島奉行

覺

種子島御用材木代米八石を以、例年屋久島より被申受事候、然處<sup>ニ</sup>右申受之儀、毎年御勝手方御證文を以、屋久島座へ御手形相渡來候處、宝永四亥年役人申分<sup>ニ</sup>依而向後御證文<sup>ニ</sup>不及、屋久島座より御手形相渡筋<sup>ニ</sup>被仰渡置候得共、其後役人中時<sup>ニ</sup>代り合付、右之訛氣を付不申、御證文申受來事候故、此節より亥年為被仰渡置通、御證文<sup>ニ</sup>不及、直<sup>ニ</sup>屋久島座より御手形相渡候様被仰付度旨、願之趣被遂披露候處<sup>ニ</sup>、堀四郎太夫殿被聞召、申出之通宝永四亥年被仰渡候通、御證文<sup>ニ</sup>不及直<sup>ニ</sup>屋久島座より相渡筋<sup>ニ</sup>被仰付候、尤屋久島奉行へも右之趣被仰渡候間、此段可承置旨、鎌田太郎右衛門殿御取次を以、丸野彦七<sup>ヘ</sup>被仰渡候、旦又右之通、亥年以後御證文申受候儀付而者、急度御断申出<sup>ニ</sup>不及候由、是又被仰渡候

間、此段可被承置候、以上、

丸野彦七

白坂茂右衛門

寅三月八日

西村四郎左衛門殿

半五左衛門・本成寺當住寿院・清淨寺寛正坊・日輪寺最教院・本光坊・淨光寺寿海坊連及納錢贖罪、各有差、家老西村清兵衛時陽・平山藤左衛門顯友・知覽才兵衛行德・種子島鄉兵衛時央坐號令緩急、科銀各二十目、久芳亦遠慮三日。

○元文五年九月十九日屋久島栗生村船船主五右衛門  
水主十三人破十野間村井原濱

○延享三年八月十七日屋久島楠川平左衛門船乘四人干住吉浦同廿三日逢大風破船

○寛延二年三月十二日濱津脇浦水手佐七盜小舟出走、時屋久島在番

鎌田弥右衛門告在屋久島、即遺物頭前田六郎右衛門盛容・足輕三人捕之帰、水間未白其故死、達之鹿兒府、賞前田六郎右衛門盛容并足輕三人至屋久島捕佐七之功、與青銅二百疋干六郎右衛門、各百疋干足輕三人。

○寶曆五年十月二十日破台所船為戴平木在千屋久島於屋久島宮之浦川口、遣船奉行一人及船頭等辨事

○寶曆七年十一月三日高奉行所令、自今秋轉輸種子島出物米于屋久島

○寶曆七年十一月四日、於福昌寺、正覺院殿十三回忌法事、久芳役御手長、

日者官以禁屋久島材出嚴令故、構番所於島間浦、令船奉行交戌之鑑船出入、

○宝曆八年十一月二十一日屋久島御用船船主長田村八太郎逢難風破於能野、

○宝曆十年六月二十四日本源寺大雄院日近辭。同日、以報恩院日現為本源寺、大山善兵衛・濱津脇之茂傳次もちかい竊買屋久島宮之浦吉右衛門、舶所載來之材、事發覺、官命出錢各二貫文贖罪、其餘住吉村平山仲右衛門・羽島仁右衛門・上妻權右衛門、納官村鎌田友七・徳永孝次郎・古市

### 口上覚

屋久島抜木締方付、種子島締方御横目衆被召置、山方兼役被仰付候間、材木改等之次第、於木場極印入調、濱着之所而相改、無極印材木之基相糺、都而地方私領山方同前之首尾被仰付候、種子島山方之儀、外私領山方与者訛も相替候付右通被仰付者不及義候得共、屋久島抜木為締差越儀候故、御扶持米等御物より被相渡候由、先比被仰渡候、然處於種子島山方兼役締方御横目衆より、役人共茂木場改等之節、山床罷登立合相勤、諸首尾仕候様承知仕候付、罷登改方仕筈御座候得共、種子島山方之儀者、地方御私領山方とハ相替、格別之拝領山而、前々より手山仕来候付而者、木場改等付役人立合首尾仕候儀、何とぞ御免被仰付被下度奉願候、其外役々之儀者、何様茂相勤可申候、尤材木積入方付而者、被仰渡候旨を以折角氣を付、御横目衆へ相附役々立合細密改方可仕候、屋久島抜木為締、右通被仰渡候付而者、格別之儀御座候故、何様茂奉畏苦之儀候得共、享保・年間被仰渡候趣も御座候間、御取分を以御免被仰付被下度奉願候、此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

(明和六年) 丑

丑十月十五日

種子島左内役人

平山休兵衛

(明和六年) 丑

十一月十五日

御 勝 手 方 印

取次 川上弥五太夫

右之通申出趣、種子島左内被承届、此旨私より可申上旨被申付候、以上

(明和六年) 丑

十月十五日

用頼

伊東正七

屋久島方達書

一、平木弐拾五万丁

一、杉実料拾四丁

右者、種子島慈遠寺三ヶ年<sup>ニ</sup>壹度<sup>ツ</sup>、申受、不及御證文相渡候筋<sup>ニ</sup>亥  
二月十九日被仰渡候通、當座壁書<sup>ニ</sup>相見得有之候得共、右何之何  
年亥二月と不相知、御用<sup>ニ</sup>付帳内段<sup>ニ</sup>相糺事候得共、未見當、右  
不及御證文申請被仰付候年間相知有之候ハ、早々書付可差出候、  
此段申達候、以上、

(安永九年) 亥正月廿七日

勝手方申渡書写  
此表種子島山方之儀者訛相替候付、締方等申付候<sup>ニ</sup>不及儀候得共、  
船積之節、屋久木取交候儀も可有之聞得有之候故、先達而地方私  
領山方同様之節申渡置候、豆竟屋久木為締之候故、山方兼役<sup>ニ</sup>而  
差越候、締方横目御扶持米等も御物より被下筋申渡置候、右通<sup>ニ</sup>  
候得者、締方横目山床差越、極印等入調<sup>ニ</sup>不及筈候間、有來通所  
横目<sup>ニ</sup>山方役々迄差越相改、極印入調、野取帳濱着取寄之所へ相  
詰居候山方兼役<sup>ニ</sup>被召置候横目、又者締方横目<sup>ニ</sup>差出、所役々立合  
相改、積入等之儀者先例之通可申渡候、若極印迦有之候共、種子  
島材木於無別条者、其場<sup>ニ</sup>而極印入調、野取帳<sup>ニ</sup>可書戴置候、屋久  
木之儀者種子島材木とハ格別相替、取交候而茂其粉無之由候得共、  
自然と於木場<sup>ニ</sup>極印入調候材木之内、屋久木<sup>ニ</sup>粉敷品於有之者取場  
置、得差因候様可申渡候、專屋久木抜積之締方肝要之儀候間、濱  
着改方入念相改、積入等先例之通可申渡候、且又御用<sup>ニ</sup>立候木柄  
改方之儀、態と致改方<sup>ニ</sup>者不及候間、何そ序之節所役々より相改  
帳面<sup>ニ</sup>相記、山奉行所へ差出候ハ、吟味之上何分申渡候、其外  
山奉行申出之通申付候条、如例可申渡候。

種子島左内役人

屋久島方達書

役人

屋久島方達書

一、平木三拾萬丁

一、杉実料拾四丁

右、種子島本源寺申受

一、平木拾五万丁

一、杉実料七丁

右、同島大曾寺申請

右、六年壹度<sup>ツ</sup>、申請、最初被仰渡候年月、且何様之訛、委細相し

らへ可申出付、當座相糾儀候間、右申受方何年間、最初何様  
被申出、申請被仰付候訳相知有之筈候間、被相糾、明日可書出候、  
此段申達候、以上、

(安永九年  
癸卯) 亥二月

役人  
日高源右衛門

種子島左内殿  
屋久島方

種子島左内殿  
役人

覺

屋久島より八石米而申受候平木・実料・樽底、其外隔年申受候  
平木類、且本源寺・慈遠寺・大曾寺より三年一度宛申受來候平  
木・実料等、何之年より申受來候哉、申出候様被仰渡奉承知候、

然者屋久島・惠良部島之儀者、種子島左内先祖代々支配之地而  
御座候処、文禄四年一所領地之面々、所替被仰付、左内先祖も知  
覽居住仕居候、其後慶長四年己亥六月、左内先祖十六代左近太

夫・本領種子島再一所之領地被仰付、其節より屋久島・惠良部兩  
島之儀者御借地被仰付、種子島より代官遺置、公用承申事數年  
而御座候、然處、慶長十七年夏、鹿児島より中村与左衛門様被成  
御下島、屋久島一島之御裁判被成由而、種子島後々引取候筋旧  
記相見得申候、其節迄者平木類入用之程、種子島取寄方をも仕  
候得共、御物御支配相成候而より者當分之通申受來申候、且又當  
分申請平木員數外鹿児島種子屋敷大修甫之節者、重臨時申受來  
候、尤八石米之儀付而者、別紙写之通御證文被仰付置候書留茂相  
見得申候、是等之段可被申上候、以上、

本源寺・慈遠寺本堂之儀者、小板葺而候故、ふき替え節者、三  
年一毫度申受候、外入用之分小板井そぎ平木・大小平木申受被申  
受被仰付事御座候、

右之通申出趣種子島左内被承届、此段私より可申上旨被申付候、  
以上、

用賴代

森八太郎

子三月十八日

森八太郎請書

一、八石米平木之儀付、今日屋久島奉行江都而古来より仕来候通被  
仰付候間、左様可相心得旨被仰渡候由、山之内市内殿より只今致  
承知候、左候得者何そ以前へ不替筋被仰渡候間、例年申請御證文  
之儀も屋久島方へ此内之通申出、申受候様可致承知候、尤屋久島  
奉行より段々相調へ、伺被申出置候得共、無御取場、都而被成  
御下ヶ候通之儀も、内々致承知候。

一、右、別紙御勝手方江被差置候書付も、今日勝手方折角見合候得  
共不相見得、如何様屋久島奉行江其節しらへ御下ヶ被成為被置而  
者有之間敷哉、左候得者、八石米之儀者しらへ最中之時分而候故、  
別紙申請之儀度、屋久島方へ差扣為置共而者有之間敷哉与、御勝  
手方而致吟味候、何分屋久島方へ申出候ハ、相知れ可申候

森八太郎

(安永九年)

三月廿七日

上妻小左衛門殿

上妻小左衛門届書

種子島左内私領屋敷元用事付、毎年米八石を以入用之材木・平木屋久島より直申受、且又本源寺・慈遠寺・大曾寺三ヶ年一壹度ツ、代米相渡申受來候付、右之訳可申上旨被仰渡趣承知仕候、右付、宝永四年亥正月、向井市之丞様御取次を以、向後之儀御

證文不及、役人年々申出次第申請被仰付旨被仰渡置候、其後者、享保十九年寅三月八日、右亥年被定置候通、向後證文不及申受被仰付旨、鎌田太郎右衛門様御取次御證文を以被仰渡置候、夫より永々當分之通申受來候、此段申上候間、被仰上可被下儀奉頼候、以上

種子島左内役人

上妻小左衛門

(安永九年)

屋久島方

御書役衆中

子三月十九日

國分五兵衛達書

種子島平木申受之儀、先達而由緒を以申出候付、屋久島奉行方江茂しらへ方申渡、右願之儀者、跡々之通申請被仰付候、左候而、其節差出候書付之儀不相下候付、是又申達置候様、御勝手御用人大野隼人殿より用頼名代川上小平次江、口達を以被仰渡候段承候付、後年見合茂相成事候間、帳留等慥有之候様被申渡度、

此段申達候、以上

子四月三日

上妻小左衛門殿

○天明二年十月六日、官令西村清之丞・中田左太夫・石黒平兵衛・美座権太夫・国上勘七・宇多數右衛門・足輕長野利右衛門・石堂太一左衛門各納錢八百文購其罪、先是己亥年在馬毛島監往来船之一日、日州福島之商船載國禁屋久島材木来、職當送本島聞官而懈告之、於是官召西村以下八人干廳、責其怠情及此。

種子島三左衛門願書

種子島薬種、是迄者手計を以大坂江差登、売拂來申候処、此節都而御物御買入被仰付候間、役人より買圓送状相附、山川迄差登、御藥園掛江御届申上、売上ルニ而茂、又者前之濱江乘廻し賣上ニ而茂、何分可申上旨被仰渡趣承知仕申候、右付而ハ先達而茂段々御訴申上候趣御座候処、何そ由緒之訳筋茂有之候哉可申出旨被仰渡趣承知仕候、種子島之儀者先祖代より屋久・硫黃・永良部・竹島・七島・種子島、十式島共一彈正家付、代々被下置候処、十六代種子島左近太夫久時代、文禄四年御領國中一統御所替之節、知覽江所替被仰付、其後再種子島被下置、當彈正迄式拾式代領地仕来申候、右通十式島都而被下置、其後種子島一島被下置候由緒ニ而茂御座候哉、種子島之儀者、往古より諸色他國江積出候儀、御免被仰付置、手計ニ而積出来、其上曾祖父彈正江依勤功手形銀御免被仰付候節茂、種子島より積出之諸色与被仰渡、且先年下町増田熊助依願、御領國中五種賣支配被仰付候節茂、種子島之儀者手沙汰ニ而賣拂候様被仰渡置候、是迄者先祖代々右通難有被仰付置候処、至當代藥種ニ限り右通被仰付候而茂。外聞実儀甚迷惑仕、殊ニ種子島之儀者渡海悪敷、御當地ニ而茂時節を以罷渡申事ニ而、諸事別而不如意ニ而御座

國分五兵衛

候付、家中末々迄薬種類相稼、手船を以大坂間屋成尾屋次郎兵衛方江差登、大概之直成と見當仕、衣類其外鍋・半釜類迄茂次郎兵衛方より取下・時々差登候薬種代を以、追送差引仕、是迄<sup>並</sup>用仕、免哉角与取續來申儀、御座候処、薬種御買入相成候而者、次郎兵衛江之差引一切不相成、手支罷成、家中末々迄島中一統必至与迷惑仕候段、此節罷登候役人便<sup>茂</sup>。細々申越次第御座候間、何とそ先祖代々是迄難有被仰付置候御取分を以、何とそ薬種御買入之儀者、御免被仰付被下候様被仰上可被下儀、偏奉賴上候、此段被仰上被下候、以上。

種子島彈正屋敷詰役人

種子島三左衛門 印

右之通申出趣、種子島彈正被承届候、何卒願之通被仰上被下度奉

存候、此段私より可申出旨被申付候、以上。

用賴代

大脇主右衛門

六月廿六日

酉十一月廿一日

張紙

本文義求迄相對商壳吟味通申付候、且取締之儀者別段申渡候、(寛政二年)川上久致

三月

久馬

本文御側御用人篠崎藏太左衛門御取次を以被仰渡候、

戌

三月廿四日

久馬

村田為左衛門伺書  
一、茯苓 ブクリヨウ 一、海人草 マタリ 一、山帰来 サンキライ 一、義求 ガジユツ

右者、御國中一統薬種惣買入被仰渡、私領之儀者役人より買圓差登候上、御買入之筋被仰渡置、其段種子島彈正私領種子島役人方江<sup>並</sup>、採出藥種差出候様申渡候處、以前之通商賣御免被仰付度申出趣有之、申出候通被仰渡候、以前より手計商賣付而者、端島之故、段々拔薬等有之段相聞得之趣御座候付、先達而<sup>茂</sup>御買入被仰渡度段、調書を以申出候共、其通<sup>二茂</sup>難被仰付被仰渡候、依之右四種外<sup>一</sup>者採出方無之候間、種子島江被差越候締方横目、其外島々江<sup>茂</sup>取締方被仰渡度奉存候、且又義求之儀、前々より御國藥店中、種子島

採出之義求買入、醫師中江賣來由御座候、右付而者、是迄御國產之品<sup>三</sup>而相濟來候儀を、大坂より買下候而者、御國中不自由之筋<sup>二</sup>而、御國產之詮<sup>茂</sup>無之事<sup>一</sup>御座候、年分薬屋中入用之義求千四百斤位大概有之候得者相濟候由申出候間、右四種之内、義求迄薬屋中江相對商賣いたし、外三種者御國商賣不相成段、是又被仰渡度奉存候、左候ハ、年々買入候斤高、御薬園方江届申出候様、薬屋中江申渡置度御座候、右之段種子島彈正方へ被仰渡度奉存候、此段申上候、以上。

御船奉行格御薬園方

村田為左衛門

村田為左衛門申渡書

義求千四百斤位

百六拾目斤

右者、種子島採出藥種何程位有之候哉可申出旨、去申年申渡候処、義求壹斤三百弔拾目斤<sup>二</sup>して、年々千七百斤計採出候由被申出置候、右通採出之内、當年より年々本行之通百六拾目斤<sup>一</sup>して、千四百斤鹿児島江持越、藥店共へ相對致商賣、其外之藥種者、是迄之通手計<sup>三</sup>而大坂江差登候様、當三月廿三日、久馬殿篠崎藏太左衛門

門御取次を以被仰渡候間、持越薬店江相對商賣いたし候様可申渡候、以上、

御船奉行格御薬店方

村田為左衛門

成三月廿七日

種子島彈正殿

役人

川上久致申渡書

種子島より採出候葉種之儀者、是迄之通手計而大坂江差登候付而者、不締之儀共無之様、彼地詰締方横目より取締可致旨申渡、大坂留主居<sup>江茂</sup>種子島彈正可申渡候。

(川上久致)

久馬

三月

張紙

本文御側御用入篠崎藏太左衛門御取次を以被仰渡候、

(寛政二年) 戊三月廿四日

○ 寛政九年十二月廿四日破官輪米于屋久島船<sup>長田助蔵</sup>於國上村大原崎、舟子等無恙、横目種子島權左衛門、時任民衛・船方役人美座伊左衛門・浦役落合四郎左衛門往彼地指揮之、

○ 官令横目種子島權左衛門・時任民衛・船方役人美座伊左衛門・黑木惣右衛門・落合惣兵衛各錢五百文、國上村横目芝市郎太・川内覺左役落合四郎左衛門各納錢三百五十文、坐去年十二月廿四日、破屋久島船之日處置失宜也。

○ 寛政十一年四月十二日。子島助之進以役人組二男為代々小頭、官

令家老牧庄左衛門・上妻七兵衛・西村次郎兵衛・高崎孫兵衛・

種子島三左衛門出銀各十五匁、坐先是破官輪米于屋久島船國上村大原崎之時、失往彼地而當鑑察也。

○ 文化六年五月自大阪公儀流人可十人放國中也、流人致之日、放五人種子島、五六人于屋久島、預可命領主及屋久島奉行、事記左、

島津久泰申渡書

此節大阪より流人十人計被遣、警固人等申付、西目筋被差越筋被仰越筈候、左候而右乗船京泊江致着候上、直<sup>三</sup>種子島江四五人、屋久島江五六人、人數分を以被遣、所者共<sup>江</sup>夫々預申付筈候条、去去年流人被遣候筋之振合を以、配所等之手當可有之候、右<sup>三</sup>付取締向之義、追而可申渡候、屋久島江も可申渡候、

五月

(島津久泰)

將監

流人江可申聞覺

一、嘉四郎・作兵衛・好右衛門・吉兵衛・種子島江被遣候条、可得其意候事。

一、一類共<sup>江</sup>致書通儀。堅令停止候事。

右、篠々預主<sup>江茂</sup>委細申渡置候条。聊違背仕間敷者也。

文化六年巳六月

今度大阪より被差越候流人嘉四郎・作兵衛・新兵衛・好右衛門事、依料流罪被仰付、種子島江被遣置、所之者預申付候条、先年御預仰付候流人同前、衣食等籠相成を相与へ、何篇稠敷可召仕候、若於致氣任者、則掲捕之可遂披露、依時宜繩掛候儀難成候ハ、討果、死骸横目江為見届、致置方寺證文を以、討果候子細申遣候、

五一欠落いたし候ハ、早速可申出事。

終